株式会社 代表取締役

殿

国土交通大臣 北側 一雄

工事施工の状況に関する報告の徴収について

今般、構造計算書について偽装の疑いがあるとされた建築物の施工者として貴社の名前が挙がっていることを踏まえ、その契約関係、施工状況等の把握に努める必要があるため、建設業法(昭和24年法律第100号)第31条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を求める。 なお、報告された内容の一部については公表することもあり得るので、留意されたい。

記

- 1.報告を求める事項
- ・ 次に掲げる構造計算書偽装物件に係る別添様式記載の事項(物件名、所在地、建築主、設計者、請負金額、構造規模、工期、主な下請業者名及び下請金額、一括下請負の有無(有る場合はその業者名))

【物件名】 ・・・・・ ・・・・・

.

- ・ 上記の工事に係る次の事項(物件毎に様式自由にて記載されたい。) 受注の経緯、 設計についての認識及び施工の状況、 今後の対応
- ・ 上記の工事に係る次の資料の写し 工事請負契約書、一括下請負の場合における発注者の承諾書、その他契約に関しての覚書等 関係書類、施工体系図
- 2.報告の方法

書面の提出による

3.報告書の提出先

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 国土交通省総合政策局建設業課 井手・平山 (電話番号:03-5253-8111 内線24-756)

4.報告書の提出期限

平成17年12月26日(月)

以上

別添

	物件名	所 在 地	建築主	設計者	請負金額	構造規模	工期	主な 下請業者名	下請金額	一括下請負の 有無(有る場 合は業者名)
1							~			
2							~			
3							~			

建設業法(昭和二十四年法律第百号)

(報告及び検査)

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、 当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、 その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員 をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検 査させることができる。

2 • 3 略